

# あなたの住民税が変わります!

平成19年度分から税制改正により所得税・住民税が変わります

「地方でできることは地方に」という方針のもと、三位一体改革が進められ  
税源移譲【所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えること】を行うことになりました。

また、定率減税や住民税の老年者非課税措置が廃止になりました。  
これらの事柄は、私たちの暮らしにどのような変化をもたらすのでしょうか。

平成19年度から何が変わるの?

国から都道府県・市町村への税源移譲が行われます。

税源移譲によって、およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。今後は、必要な財源を地方が直接確保できるため、より身近な行政サービスを効率よく受けられるようになります。

どのように変わるの?

所得割の税率が一律10% (市民税6%・道民税4%) になります。

住民税の所得割の税率は、課税所得の金額に応じて3段階(超過累進構造)に分けられていましたが、今回の税制改正では、課税所得の多少に関わらず一律10% (比例税率構造) になりました。道民税4% (図1・図2)。

市民税【図1】

課税所得	現行(税率)	改正後(税率)
200万円以下	3%	一律6%
200万円超700万円以下	8%	
700万円超	12%	

道民税【図2】

課税所得	現行(税率)	改正後(税率)
700万円以下	2%	一律4%
700万円超	3%	

所得税の税率を変更して、所得税と住民税の合計が極力変わらないようになります

住民税と所得税では控除に差がでるの?

税率改正に伴い、差額が出る場合は「調整控除」を行います。

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除に差額【図3】があります。したがって、同じ収入金額でも、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合と所得税の税率を10%から5%に引き下げた場合では、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、減額措置(調整控除)が講じられることになりました。

(参考) 所得税の改正

現行	改正		
課税所得	税率	課税所得	税率
~330万円	10%	~195万円	5%
		195万円~330万円	10%
330万円~900万円	20%	330万円~695万円	20%
		695万円~900万円	23%
900万円~1,800万円	30%	900万円~1,800万円	33%
1,800万円~	37%	1,800万円~	40%

課税所得とは、所得金額から基礎控除や扶養控除などの人的控除及び社会保険料や国民健康保険料など所得から差し引かれる金額(所得控除)を引いた残りの金額をいいます。  
課税所得 = 所得金額 - 所得控除

調整控除の具体例は?

次の計算に従って求めた金額を住民税の所得割から控除します。

■個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者  
とのいずれか小さい額の5%  
人的控除額の差の合計額  
個人住民税の課税所得金額  
■個人住民税の課税所得金額が200万円超の者  
ただし、右記( )の計が5万円を下回る場合は、一律2500円の控除となります。

代表的な人的控除額の差額【図3】

人的控除	所得税	住民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
扶養控除	38万円	33万円	5万円
障害者控除(一般)	27万円	26万円	1万円
障害者控除(特別)	40万円	30万円	10万円
寡婦控除(一般)	27万円	26万円	1万円
寡婦控除(特別)	35万円	30万円	5万円

定率減税はどのように変わるの?

平成19年度から定率減税が廃止されます。

定率減税は、平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、緊急避難的な特例措置として見合いの財源なしに導入されたものです。

現在の経済状況は、定率減税が実施された平成11年当時と比べ好転していることなどから、平成18年度において半分に縮減し、平成19年度から廃止されることになりました。【図4】所得税は平成19年1月から廃止になります。

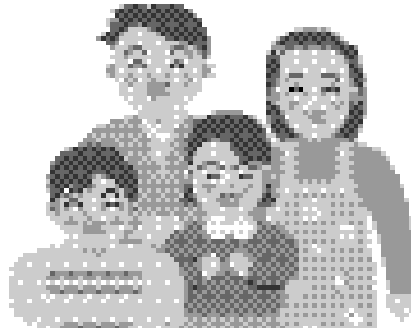
定率減税【図4】

区分	平成18年分(所得税) 平成18年度分(住民税)	平成19年分(所得税) 平成19年度分(住民税)
所得税	10%(上限12.5万円)	廃止
住民税	所得割の7.5%(上限2万円)	

廃止されるとどのような影響が?

平成18年度に定率減税が全廃された場合、例えば年収700万円の4人家族(夫婦、子ども2人)の場合は、年間4万1千円の増額となります。(モデルケース1)

## モデルケース1 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



	平成18年	平成19年
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	26,300円	
合計	418,000円	459,000円

子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

## モデルケース2 70歳独身・年金収入200万円(年額)



	平成18年	平成19年
住民税	19,900円	37,300円
・定率減税	1,500円	
(住民税 - 定率減税) × 2/3	12,267円	
→ 4倍( )	6,133円	24,866円
所得税	34,800円	17,400円
・定率減税	3,480円	
税額	37,400円	42,200円
(住民税 所得税)	6,100円	24,800円
(住民税 所得税)	31,300円	17,400円

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

老年者非課税措置はどのように変わるの?

住民税の老年者非課税措置は廃止ですが経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方で、前年の合計所得が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、平成18年度からこの制度が廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。

ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。【図5】この経過措置は、昭和15年1月2日以前に生まれた方で合計所得125万円以下の方が対象になります。

また、経過措置対象者の方で所得割が課税されている方は、経過措置減額分の縮減と税率の変更及び定率減税の廃止により、前年と同じ収入と控除の場合、所得割が4倍程度増になります。(モデルケース2)

経過措置【図5】

区分	平成18年度(今年度)	平成19年度(来年度)	平成20年度以降
所得割	税額の3分の2を減額	税額の3分の1を減額	全額負担

税金に関するお問い合わせは  
市・総務部税務課市民税係  
☎42・1804 ☎43・8778